

2010年10月5日

内閣府基本計画策定・推進専門会議

構 成 員 松 坂 英 明 殿

全国犯罪被害者の会（あすの会）

代表幹事 岡 村



いつも犯罪被害者のためご尽力頂きまして有り難うございます。

ところで貴職は、2010年7月29日開催の基本計画策定・推進専門委員等会議において、犯罪被害者等基本計画見直し第2次基本計画案につき

「法テラスにおいて、犯罪被害者等のために、その支援に精通した弁護士
の紹介を行うとともに、弁護士会、犯罪被害者支援団体等と連携・協力し
て研修等を行い、犯罪被害者等の支援に携わる弁護士によるサービスの質
の向上に取り組む」

との記載がなされていることに関して、同日付け意見書を提出され、

「弁護士自治の観点からも相当な反発が予想される」「弁護士自治に反す
る解釈を生んでしまいます。と同時に強い反発を招きます。」

と述べられて反対されました。

申す迄もなく、弁護士自治は、弁護士法によって国民から信託されたもの
であり、弁護士法は、戦後先輩弁護士の努力により議員立法として成立
したものであることは、申すまでもありません。

私達は、弁護士法制定に献身された先輩弁護士から、弁護士法制定の苦
労話や弁護士自治の意味を何度となく伺ってまいりました。

しかしどう考えても、上記第2次基本計画案が弁護士自治を侵害するも
のとは考えられません。

貴職は、犯罪被害者等の支援に関し優れた見識を有する者として、日本
弁護士連合会の推薦にもとづいて、内閣総理大臣によって任命された国務

大臣に匹敵する犯罪被害者等施策推進会議委員であるお立場にあられ、そのご見識に基づいて前記ご意見をお述べになったものと存じます。

そこで、次の事項について是非ともご教示賜りたくお願い申し上げます次第でございます。

ご質問

- 1 弁護士自治の意味、自治権の範囲
- 2 前記ご意見は、日本弁護士連合会と意見をすりあわせた上でお述べになられたのですか。日本弁護士連合会も同様の意見ですか

尚、今月28日開催の「犯罪被害者週間全国大会 2010」において報告する都合もありますので、本書到達後10日以内にご回答いただければ幸甚に存じます。